



申5号 「ダイヤ改正について」に関する申し入れ 団体交渉開催! ④

⑤乗務前に「その他時間」が設定されている行路については、出場遅延等が発生しないように十分な対策を行うこと。

確認事項 駅業務等を担う乗務員に対して、駅管理者は時間管理を配慮する。

組合:「その他時間」が設定されている行路において、出場遅延を発生させない対策を明らかにすること。

会社:乗務行路の時間は個人管理である。駅でも乗務員区でも点呼が発生するわけではない。

組合:駅業務等に集中してしまい、その後の乗務に影響すれば本末転倒である。出場遅延等が発生しないように対策を行うこと。

会社:駅では管理者の把握。あとは乗務員の自己管理になる。

組合:駅業務等は駅管理者の指示下になる。配慮も必要ではないか。

会社:駅管理者とのコミュニケーションで配慮することはあると思う。

組合:駅業務等を担う乗務員に対して、駅管理者は時間管理を配慮すること。

会社:原則としては自己管理であるが、乗務員とのコミュニケーションは行う。駅は乗務員が来る時間を把握している。いい意味での慣れは必要だと考える。

組合:異常時の際、管理の時間が疎かになるのではないか。駅管理者から注意喚起等をするべきではないか。

会社:次の乗務に影響するのはよくない。お互い時間管理を注意するよう、会社としても対応していきたい。

**「安全・健康・ゆとり」と
「働きがい」のある職場を
実現するために、
施策の検証を行おう!**

